

申立請求権者

不在者が管理人を置かない場合、家庭裁判所は、利害関係人や検察官の請求により財産管理に必要な処分を命じる(民25条1項)。

- ・利害関係人
- ・検察官
- ・国の行政機関の長または地方公共団体の長(所有者不明土地について)
- ・市区町村長(空家等対策について)

申立がされる具体的な場面

- ① 遺産分割協議
- ② 財産管理
- ③ 買収、売却
- ④ 時効取得、境界確認
- ⑤ 保険金受領
- ⑥ 相続放棄の申述
- ⑦ 債権の回収
- ⑧ 扶養料の請求

不在者財産管理人申立請求権者となる「利害関係人」とは?

利害関係人とは、不在者の財産の管理保存について、「法律上の利害関係を有する者」をいいます。そのため、単に不在者の特定の財産の取得希望者、単なる知人、隣人というだけでは利害関係を有する者に当たりません。

「利害関係人」となる者

- 不在者とともに共同相続人となっている者
- 不在者の債権者、担保権者
- 不在者の財産を時効取得した者
- 境界確定を求める隣接地の所有者

大福太郎ともち子の事件簿

行方不明の相続人

第1話

秋晴れの午後、司法書士事務所にて
「先生、突然すみません…ちょっとご相談いいですか？」

秋の光が差し込む午後、司法書士大福太郎事務所のドアが静かに開いた。湯呑みに手を伸ばしていた太郎は、顔を上げる。そこには、少し緊張した面持ちのもち子が立っていた。肩にトートバッグ、手には分厚い封筒。

「どうぞ、どうぞ。お入りください。お困りですか？」

「ずいぶん前に亡くなった曾祖父の不動産、名義変更しなきゃいけないって市役所で言われて。登記が義務化されたんですってね。で、戸籍、集めてきました。こちらでお願いできるのでしょうか？」

太郎は封筒を受け取り、机に広げた。明治、大正、昭和、平成、令和。時代をまたぐ戸籍の旅路がそこにあった。太郎は一枚一枚、戸籍を確認しながら眉をひそめた。一瞥する限り、相続人は20名以上いそうである。太郎は眼鏡を押し上げ、静かに頷いた。

「名義変更、つまり相続登記ですね。うちで手続きできますよ。ただし、相続人全員の同意が必要になります」

「全員…ですか？」

「ええ。相続人が複数いる場合、誰がどの財産を取得するか、全員で合意してもらう必要があります。登記はその合意に基づいて行なうんです」※1
もち子は戸籍の束を見下ろした。

「ほとんど知らない人ばかりなんです。この小吉おじさんは渡米して、現在は音信不通で…」

太郎はしばらく沈黙し、書庫から不在者財産管理人制度に関する書籍を取り出した。

「となると、不在者財産管理人の選任申立が必要になるかもしれません。行方不明の相続人の代わりに、裁判所が財産管理人を選んでくれる制度です」

1

相談できる安心を

広島司法書士会

Hiroshima Judicial Scriveners

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番69号

TEL 082-221-5345

FAX 082-223-4382

URL <https://www.shiho-hiro.jp>

広島司法書士会

検索



QRはこちら!

広島司法書士会で検索!



広島司法書士会
公式キャラクター
るっぽっぽ



「そんな制度があるんですね」

「ええ。このままでは登記が進みませんから。他の相続人の意向も確認し、小吉さんについては**家庭裁判所に申立て**をする方向で検討してみましょう」

もち子は深く息を吐いた。

「小吉おじさん、どこで何してるんだか…」

太郎は苦笑しながら、不在者財産管理人制度について説明をはじめた。※2

太郎の説明は丁寧で、もち子にもわかりやすかった。制度の仕組み、申立ての流れ、必要な書類、一つひとつが、曖昧だった不安を少しずつほぐしていく。

「…なるほど。不在者の分も、ちゃんと手続きすれば進められるんですね」

「はい。時間はかかるかもしれませんが、順を追って進めれば。私の方で申立書の作成から登記申請まで、責任を持って対応します」

もち子はしばらく黙っていたが、やがて静かに頷いた。

「お願いします。小吉おじさんのことも含めて、全部お任せしたいです」

太郎は頷き、机の上の書類を整えた。「承知しました。では、委任状の準備を進めますね。認印を後日で構いませんのでご用意ください」



「はい、持ってきます。なんだか、少し気が楽になりました」

「それが一番です。相続は、気持ちの整理でもありますから」

もち子の帰宅後、太郎は机の上の戸籍東を見つめたまま、ふと記憶の底に沈んだ。

——あれは、もう五年ほど前だったか。

相続人が十数名に及ぶ案件。うち一人は、今回と同じく消息不明。残された家族は誰も居所を知らず、記録上の最後の住所地にもおらず消息がつかめなかった。不在者財産管理人の選任申立てから始まり、家庭裁判所とのやり取り、他の相続人からの問い合わせ。関係者の間で話し合いを重ね、不在者財産管理人の手続きも無事完了し、ようやく登記が完了したのは、申立てから一年近く経った頃だった。

太郎は静かに息を吐いた。もち子の曾祖父の土地も、似たような道を辿るかもしれない。手続きは煩雑で、時間もかかる。けれど、誰かが引き受けなければ、不動産は宙に浮いたままになる。

「…やるしかないな」

太郎は小さくつぶやき、戸籍を手にとった。秋の陽が、銀杏の葉を優しく照らしていた。

つづく…



※1 相続登記の主な流れについて

まずは相続関係を確定させるために、亡くなった方の出生から死亡までの戸籍および相続人の戸籍等を収集します。その後、相続人全員の合意により、不動産を相続する者を決定し、遺産分割協議書を作成したうえで、法務局に登記申請します。

ただし、遺言書がある場合や、本件のように相続人の一部が行方不明であるなど特殊な事情がある場合には、手続きが異なることがあります。まずはお近くの司法書士にご相談いただくのがよいでしょう。司法書士は登記に関する専門家であり、必要な戸籍収集から遺産分割協議書の作成、登記申請までの手続きや書類作成を行うことができます。また、裁判所への提出書類の作成も業務として行えるため、本事例のような不在者財産管理人の選任申し立ての書類作成を行うこともできます。

※2 不在者財産管理人制度について(概要)

住所又は居所を去って容易に帰ってくる見込みのない者(不在者)の財産保護と利害関係人の利益保護のため、不在者財産管理人という代理人を選任して一時的に財産を管理する制度です。

不在者の典型例は、「長期間家を出ており、どこにいるかわからない」、「海外に渡航して以来、連絡先がわからない」などがあります。「ホテル滞在者」や「ネットカフェで生活している」といった定住する住所がない場合でも、居所が分かっており、容易に連絡できる場合には、不在者とはなりません。

申立ては、共同相続人などの利害関係人が行うことができ、主な利用場面としては以下のようなケースがあります：

- ・相続人の一部が不在で遺産分割協議ができない場合
- ・不在者所有の不動産の管理・売却・境界確認などが必要な場合
- ・保険金の受領や相続放棄の申述、債権回収など

選任された管理人は、不在者の財産を保存・管理する権限を持ちますが、処分行為(例：遺産分割協議の成立)には家庭裁判所の許可が必要です。